

付議案第17号

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和8年3月16日

福岡市教育委員会  
教育長 下川 祥二

理由

本件は、利用者の損害賠償等に関する規定について、利用者がより安心して施設を利用できるようにするため、市内の他施設との均衡を考慮し、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則(昭和46年福岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「利用者は」を「利用者がその責めに帰すべき理由により」に、「滅失した」を「滅失して本市に損害を与えた」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(利用者の管理義務)

第7条 共同利用会館の利用者は、利用期間中その利用に係る共同利用会館の施設、設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則(昭和46年福岡市教育委員会規則第3号)

旧	新	備考
<p>第1条～第6条(略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第7条</u> 共同利用会館の利用者は            _____、共同利用会館の施設若しくは設備を破損し、又は滅失した _____ ときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>第8条・第9条</u> (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第6条(略)</p> <p>(利用者の管理義務)</p> <p><u>第7条</u> <u>共同利用会館の利用者は、利用期間中その利用に係る共同利用会館の施設、設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第8条</u> <u>共同利用会館の利用者がその責めに帰すべき理由により、共同利用会館の施設若しくは設備を破損し、又は滅失して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>第9条・第10条</u> (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第8条の修正に伴う追加</p> <p>他施設との均衡を図るため文言修正</p> <p>第7条の追加に伴う繰り下げ</p>

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則(昭和46年福岡市教育委員会規則第3号)の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

共同利用会館利用者の損害賠償等に関する規定について、利用者がより安心して施設を利用できるようにするため、市内他施設(市民センター等)との均衡を考慮し、取扱いを改めるもの。

(1) 損害賠償

**【現 行】** 利用者の責めに帰すべき理由がない場合でも、利用者に損害賠償を求める

**【改正後】** 利用者の責めに帰すべき理由がある場合にのみ、利用者に損害賠償を求める

(2) 利用者の管理義務

**【現 行】** 規定なし

**【改正後】** 利用に際し、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならないことを規定

2 新旧対照表

旧	新
<p>(損害賠償)</p> <p>第7条 共同利用会館の利用者は ____、共同利用会館の施設若しくは設備を破損し、又は <u>滅失した</u>____ときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(利用者の管理義務)</u></p> <p>第7条 共同利用会館の利用者は、利用期間中その利用に係る共同利用会館の施設、設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 共同利用会館の利用者がその責めに帰すべき理由により、共同利用会館の施設若しくは設備を破損し、又は滅失して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>

3 施行期日

令和8年4月1日